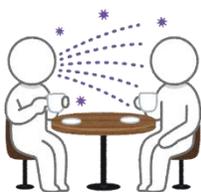




新型コロナウイルス感染症患者等の、濃厚接触者の待機期間は原則 **5日間**となりました(オミクロン株 BA.5 系統 2022/7/22 から変更)

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
<b>最終接触日</b> 感染者の発症日(又は無症状で検査実施日)とマスク等感染対策を始めた日のどちらか遅い方の日 	<b>待機期間</b> 待機期間中は不要不急の <b>外出の自粛(自宅待機)</b> をお願いします					<b>待機解除</b> 健康観察表を健康支援センターで確認後、職場や講義室へ 	
		薬局で対面販売されている <b>抗原定性検査キット(薬事承認されたもの)</b> を使い、 <b>2, 3日目</b> にご自身で検査し、 <b>2回陰性を確認できれば3日目から待機解除可能</b> 保健所への待機解除の確認は不要 @医務室より連絡したメールにキットの写真(薬事承認と分かる)を送ってください				<b>待機解除</b> になっても、 <b>その後に発症</b> する場合があります <b>7日間</b> を経過するまでは以下の点などの感染対策をお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>検温など<b>健康状態の確認</b></li> <li>マスクの着用等の感染対策</li> <li>高齢者など重症化リスクの高い方との接触等は避ける</li> <li>感染リスクの高い場所の利用や会食等は避ける</li> </ul> ※薬局等で行っている無料検査は、 <b>濃厚接触者の待機期間短縮のための目的では利用できません</b>	
		<b>2日目 陰性</b> 	<b>3日目 陰性</b> 健康観察表を健康支援センターで確認後職場や講義室へ 				

該当した場合：直ちに本学の新型コロナウイルス感染症報告用フォームで報告・**健康観察表**を記入

フォーム



### 濃厚接触者の該当基準や定義

濃厚接触者の基準に該当する方は、感染者の**発症日2日前**から適切な感染予防策をとって他者と生活を分離するまでの間に、次の条件の接触があった方となる。ただし、現在は国からの通知に基づき、保健所の調査を重点化しており(…中略…)同居家族以外へ保健所が連絡をすることは原則ない。

同居家族以外の感染者と次の条件のような接触があった方は、感染者の方を通じて保健所へ確認するか、感染者との最終接触日(最終接触日を0日目と起算する)から**5日間は自宅待機**をお願いします。

- (1)感染者と生活空間(食事や洗面浴室等の場)を共有している者(同居家族だけでなく、寮等において感染者と同室の者)
- (2)手で触れることができる距離(目安として**1m**)で、必要な感染予防策なし(注1)で、患者と**15分以上**の接触があった者

(注1)必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、マスクによって鼻や口が隙間なく覆われていたかを判断する。

なお、濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染している可能性があるため、感染者との最終接触日の翌日から**5日間経過**するまでの間の不要不急の外出自粛(自宅待機)をしていただき、症状が出現する場合は早めにかかりつけ医等に御相談していただくようお願いしています。

(最終接触日が0日、翌日が1日目となり5日間終了までの期間。)

参考：静岡県／よくある質問7 (pref.shizuoka.jp)